

●文中の「SC」はサービスセンターの略

固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関するお問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(8888)5477
 家屋担当 ☎(8888)5479
 償却資産担当 ☎(8888)5480

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 ▶ 4月1日(水)から6月1日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階)縦覧できるかた ▶ 納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容) ▶ 土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額)

持ち物 ▶ 運転免許証など、本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

* 土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらう制度です。趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 ▶ 4月1日(水)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時～)

閲覧場所 ▶ 資産税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC

* 内容の説明や問い合わせは、資産税課のみとなります。

縦覧できるかた ▶

(閲覧内容はそれぞれ異なります)

① 納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

② 土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③ 家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④ 固定資産の処分をする権利を有するかた

閲覧できるもの(内容) ▶ 固定資産課税台帳(所有者・所在・地番・地目・地積・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年・評価額・課税標準額・年税額など)

* 固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 ▶ 運転免許証など、本人であることを証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙

または委任状

令和2年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(金)に発送予定です

地域づくり交付金の 事業提案を募集します

★地域配当分・地域の魅力普及分

町内会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する地域づくり交付金の事業を募集します。

募集に先立ち、平成31年度の実績報告会と令和2年度の募集説明会を開催します。時間は午後2時～。直接会場へお越しください。

【会場Ⅱ日程お問い合わせ先】

中央市民SC ☎4月11日(土) ☎(8888)5643

東部市民SC ☎4月9日(木) ☎(853)1063

西部市民SC ☎4月9日(木) ☎(888)8080

南部市民SC ☎4月9日(木) ☎(838)1213

北部市民SC ☎4月9日(木) ☎(845)2261

河辺市民SC ☎4月9日(木) ☎(882)5161

雄和市民SC ☎4月10日(金) ☎(886)5550

交付金の対象事業 ▶ 地域団体によ

る防災、防犯、交通安全、環境整備・美化、世代間交流などの公益的活動

交付額 ▶ 1件につき5万円以上50万円以下

申請期間 ▶ 4月13日(月)から5月18日(月)まで

★市民公益活動・学生まちづくり部門

市民活動団体の自由性・機動性・多活性や、学生らしい革新的なアイデア・独創性・チャレンジ精神を活かした事業を大募集!

交付金の対象事業は、4月1日(水)から来年3月31日(水)までに実施され、完了する事業です。

①市民公益活動部門

市民活動団体などの特性を活かした公益的な事業。交付額は1件につき5万円以上50万円以下(最大5年)。

②学生まちづくり部門

学生らしい枠にとらわれない柔軟な発想力と行動力を活かした公益的な事業。交付額は1件につき5万円以上10万円以下(単年度)。

申請期間 ▶ 4月13日(月)から5月22日(金)まで。申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

■広報ID番号 10236930

●問い合わせ 中央市民SC

☎(888)5642

* 予算の成立状況によって、内容が変更になる場合があります。





住み慣れた地域で 安心して暮らすために

秋田市福祉生活サポートセンター(秋田市社会福祉協議会内)では、判断能力に不安のある高齢のかたや知的障がい・精神障がいのあるかたを対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、次のようなサービスを提供しています。

- ① 社会福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝い
- ② ①を基本として、②③のサービスを利用できます。
- ③ ② 日常的な金銭管理サービス(日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金の支払いなど)
- ④ 書類などの預かりサービス(預貯金通帳、印鑑、証書など)

◆サービス開始までの流れ
まずは、サポートセンターへお気軽にご相談ください。

☎(862)0102 ←

訪問調査

申込書類や支援計画の作成

本人の希望を伺いながら、専門員が計画を作成します ←

契約

サービス開始

生活支援員がサービスを提供します。ここからの援助は利用料がかかります。1回1時間以内

は1千円。1時間を超えた場合は、以降30分ごとに500円。生活保護受給者は無料

問い合わせ

秋田市福祉生活サポートセンター
☎(862)0102

75歳になったかたは 後期高齢者医療保険料の 特別徴収が始まります



4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。

通知書に記載した保険料は、平成30年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。令和元年(平成31年)中の所得から算定される令和2年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

対象 ▶ 次の①②とも該当するかた
① 介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後

期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた

② 昨年6月1日から10月2日まで

に75歳になったかた

75歳になった時期によって、 次のとおり保険料の 引き落とし開始月が異なります

▶ 昨年10月3日から12月2日まで

▶ 昨年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

▶ 今年10月1日から今年10月31日まで

▶ 今年12月3日から今年2月2日まで

▶ 今年2月3日から5月31日まで

条例改正案への ご意見を募集します

食品などを取り扱う業者が守るべき衛生措置の基準を定めた、「秋田市食品衛生法施行条例」の改正を行います。ご意見は、個人情報を除き、原則市ホームページで公開します。

資料閲覧場所 ▶ 市民の座 市役所1階(衛生検査課(八橋の市保健所1階)、各市民SC(中央・南部別館を除く)、駅東SC、市ホームページ)

◆ 広報ID番号 10233821

意見の提出 ▶ 資料閲覧場所にある用紙に必要事項を記入し、提出箱

に投函してください。郵送、FAX、Eメールでも提出できます。募集期間は3月24日(火)から4月23日(木)まで。

〒010-0976 八橋南一丁目

8-3 秋田市保健所衛生検査課

FAX(883)1344

Eメール no-hex@city.akita.akita.jp

◆ 問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181

長崎の平和祈念式典を 親子で取材しませんか

8月8日(土)から11日(火)まで長崎市に滞在し、平和祈念式典や平和に取り組んでいるかたがたを取材する親子記者を募集します。みなさんが取材した記事をもとに、「親子記者新聞」を発行します。

対象 ▶ 小学4～6年生のお子さんとその保護者

定員など ▶ 抽選により全国から9組(2人1組)。旅費・宿泊代などは、主催者の日本非核宣言自治体協議会事務局(長崎市平和推進課内)が負担します

応募方法 ▶ 左記ホームページから申込書を手渡し、5月8日(金)必着までにお申し込みください。

http://www.nucfreejapan.com

◆ 問い合わせ 日本非核宣言自治体協議会事務局

☎095-844-9923